

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）
2. 当社グループの大株主（前事業年度末において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、その者が会社等の法人である場合は、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者
3. 当社グループが前事業年度末において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先（注2）とする者またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
8. 当社グループから多額（注3）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
9. 当社グループから多額（注3）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループの主要借入先（注4）またはその業務執行者
11. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合の当該他の会社の業務執行者
12. 直前10事業年度内において、上記1に該当したことがある者
13. 直前3事業年度内において、上記2～11のいずれかに該当したことがある者
14. 上記1～13のいずれかに掲げる者（但し、重要な者（注5）に限る）の配偶者または二親等以内の親族
15. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

- (注) 1. 業務執行者：法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者
2. 主要な取引先：直前3事業年度の平均で、年間連結売上高の割合の2%を超える取引先
 3. 多額：直前3事業年度の平均で、1,000万円またはその者の売上高若

- しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超えている金額
4. 主要借入先：前事業年度にかかる事業報告において、「主要な借入先」として氏名または名称が記載されている借入先
 5. 重要な者：法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員、理事（外部理事を除く）及び部長格以上の上級管理職にある使用人

付 則

本基準の改廃は、指名委員会の決議によるものとする。

2015年12月18日（制定）

2019年 6月19日（指名委員会等設置会社移行による改定）